

## 民生環境常任委員会 審査順序

### ● 付託議案について

議案第 88 号 令和 5 年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

| 款                                                         | 項                                                 | 摘 要                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 条の歳出中<br>2 款 総務費<br><br>3 款 民生費<br>4 款 衛生費<br>7 款 商工費 | 1 項 総務管理費<br>3 項 戸籍住民基本台帳費<br>全部<br>全部<br>1 項 商工費 | 3 目、5 目、9 目、13 目<br><br><br><br>6 目、7 目<br>子育てつどいの広場業務委託料、生活保護受給者等就労準備支援事業業務委託料、生活困窮者自立相談支援事業等業務委託料、生活困窮者等学習支援事業業務委託料、指定ごみ袋購入経費 |
| 第 2 条 債務負担行為の補正                                           |                                                   |                                                                                                                                 |

議案第 92 号 令和 5 年度八戸市霊園特別会計補正予算

議案第 97 号 八戸市犯罪被害者等支援条例の制定について

### ● 陳情審査

令和 5 年陳情第 3 号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める  
陳情

### ● その他

- ・ 議会ふれあいミーティングへの出席委員について

[民生環境協議会]

○ 所管事項の報告について

- 1 介護保険料の遡及賦課誤りについて
- 2 証明書等交付窓口におけるキャッシュレス決済の導入について

## 八戸市犯罪被害者等支援条例の制定について

### 1 条例制定の目的

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### 2 条例の必要性

近年、全国的に無差別的な犯罪が発生するなど、誰もが突然犯罪被害に巻き込まれるおそれがあり、また、犯罪被害者の中には、二次被害に苦しむ方も多く、一人で抱え込み孤立してしまい最悪な結末を迎えることも懸念される。

犯罪被害者等が元の生活を取り戻し自分らしく生きることができる安全で安心な社会を構築していくためには、支援体制の整備と強化を図るとともに、苦しんでいる方には市全体で手を差し伸べていくことが重要であるということを市民一人ひとりに浸透させていく必要がある。また、犯罪の無い安全で安心な社会の実現を目指すためには、防犯の取組はもとより、被害にあった方等への支援と罪を犯してしまったが更生しようとする方への支援（再犯防止）の二つを両輪として進んでいく必要がある。

### 3 条例概略

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和 5 年 10 月 1 日

### <参考>

- 1 犯罪被害者等基本法第 5 条（平成 16 年 12 月 8 日法律第 161 号）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

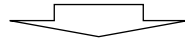
- 2 八戸市生活安全条例（平成 12 年 3 月 29 日条例第 14 号）

- 3 八戸市再犯防止推進計画（第 4 期八戸市地域福祉計画（令和 4 年 2 月 15 日策定）に包含）

## 八戸市犯罪被害者等支援条例 概略

### 【目的】 第1条

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。



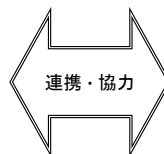
### 【基本理念】 第3条

- 1 犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- 2 被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じて適切な支援を行うとともに、二次被害の防止に十分配慮する。
- 3 被害を受けたときから安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れなく行うものとする。



### 【市の責務】 第4条

- ・ 犯罪被害者等の支援に関する施策の策定及び実施
- ・ 関係機関等との連携及び協力



### 【市民及び事業者の責務】

#### 第5条・第6条

- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性の理解
- ・ 二次被害防止への配慮

### 【犯罪被害者等の支援に関する基本的施策】

#### 1 相談及び情報提供等 第7条

総合的相談窓口を設置し、様々な相談への情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整の実施

#### 2 見舞金の支給等 第8条

見舞金の支給その他必要な支援

(遺族見舞金 30 万円・重傷病見舞金 10 万円 ※要綱で制定予定)

#### 3 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 第9条

保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他必要な支援

#### 4 居住の安定 第10条

市営住宅への入居における特別の配慮その他必要な支援

#### 5 雇用の安定 第11条

犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性に関する啓発等

#### 6 市民及び事業者の理解の増進 第12条

犯罪被害者等の支援の必要性及び二次被害の防止の重要性に関する広報活動等

#### 7 人材の育成等 第13条

犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害の防止の重要性等に関する研修の実施等

#### 8 民間支援団体の活動の促進 第14条

民間支援団体に対する犯罪被害者等の支援に関する施策の情報の提供等

○民生環境常任委員会付託

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                        |       |                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------|----------------|
| 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 令和 5 年陳情第 3 号                          | 受理年月日 | 令和 5 年 9 月 4 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める陳情   |       |                |
| 提 出 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 八戸市類家 3 丁目 1－8<br>八戸民主商工会<br>会長 小萩沢 光一 |       |                |
| 紹介議員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                        |       |                |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                        |       |                |
| <p>現行の保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一体化するマイナンバーカード法等改定案が第211回通常国会で成立しました。</p> <p>しかし、健康保険証を廃止してマイナンバーカードの取得を事実上強制することは、申請に基づき個人番号カードを発行交付すると定めた同法第16条の 2 及び第17条や憲法第13条個人の尊重に反しています。</p> <p>健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードの申請、取得、管理、利用に困難を抱える人たちが公的医療保険から遠ざけられる危険があります。他人の医療情報が誤ってひもづけされた事例も相次いで明らかにされており生命に関わる問題として不安が広がっています。</p> <p>マイナ保険証を使うことでひもづけられる医療や健康など機微なプライバシーが企業のもうけに利用されるという問題も指摘されています。</p> <p>こうした趣旨から、以下のことを陳情します。</p> <p>【陳情項目】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付していただくこと。</li></ul> |                                        |       |                |

## 令和5年陳情第3号

### 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める 陳情について

#### 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化

マイナンバーカードは、社会全体のデジタル化を進めるための最も重要なインフラであり、このインフラを活用し、国民は健康保険証の代わりにマイナンバーカードで医療機関等を受診することにより、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けることが可能となるほか、医療機関等及び保険者にとっても様々なメリットが期待されている。

国は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を推進するため、令和6年秋の保険証廃止を目指している。

#### 2 マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット

- 患者自身の直近の資格情報を確認することができ、また、本人の同意に基づき、過去の薬剤情報や特定健診情報等をその医療機関・薬局に提供することができる。
- 自身のこれまでの薬剤服用歴等を正確かつ網羅的に医師等に説明する手間を省きつつ過去の健康・医療データに基づいたより適切な医療を受けることができる（重複投薬・併用禁忌の防止など）。
- 医療機関・薬局にとっては、患者から問診票等で聞き取るよりも正確かつ効率的に、患者の過去の薬剤情報、特定健診情報等を確認できるようになり、より正確な情報に基づく適切な医療を提供することができる。

#### 3 これまでの経過

|           |                                                                                                                                                                                                  |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和元年5月22日 | 健康保険法等の一部改正法公布（施行期日：R2.10.1）<br>・医療機関等受診の際、マイナンバーカードにより資格確認を受けることを規定                                                                                                                             |
| 令和3年10月   | オンライン資格確認等システム本稼働                                                                                                                                                                                |
| 令和5年6月9日  | マイナンバー法等の一部改正法公布<br>（施行期日：交付の日から1年6月以内（R6.12.8）の政令で定める日）<br>・保険証の廃止。<br>・被保険者がマイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合は、世帯主に対して資格に係る情報を記載した書面（資格確認書）を交付する。<br>・資格証明書を廃止し、代わりに「特別療養費を支給する旨の通知」を行う。 |
| 令和5年8月8日  | デジタル庁が「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」の最終とりまとめを公表                                                                                                                                                    |
| 令和5年8月24日 | 第166回社会保障審議会医療保険部会開催<br>・資格情報を記載した文書「資格情報のお知らせ」を交付する方針                                                                                                                                           |

#### 4 現時点での国の対応方針

国は、「現行の保険証の全面的な廃止は、国民の不安を払拭するための措置が完了することを大前提として取り組む。」そのため、令和6年秋までに、データの総点検と修正作業、医療現場での負担の取扱いなど窓口対応の円滑化、マイナンバーカードや資格確認書の取扱い環境の整備などの措置を完了させていく。」としている。

#### 5 一体化に当たっての取組み

##### (1) データの総点検

- 進捗状況：全3,411保険者のうち1,313団体において、総計約1,570万件の登録データを対象に総点検を実施。約1,515万件の確認作業を完了。(8/1現在)
- 点検結果：異なるマイナンバーが登録された事例を1,069件確認。このうち薬剤情報等が閲覧された事例が5件確認されている。
- 完了時期：令和5年11月末までの点検完了を目指している。
- 再発防止策：申請事務において申請者本人にマイナンバーを申請・確認していただくことを制度上も徹底するとともに、制度管理側でも正しい紐付け事務が行われるよう徹底するなど、再発防止のための仕組み作りを行っていく。

##### (2) 医療現場窓口の円滑化

- 保険者によるデータ登録の遅れや医療機関等の機器不良等により、マイナンバーカードでオンライン資格確認を行うことができない場合の取扱い
  - ・ 被保険者資格申立書の記入をもって、患者が申し立てた自己負担分の支払いを求めること及びその際の診療報酬の請求方法等を示した。(R5.7.10通知)

##### (3) マイナンバーカードの取得に課題がある方への環境整備

- ① 代理交付の活用ができるケースを従来より幅広く拡充・明確化
- ② 施設等でのマイナンバーカードの管理
  - ・ 「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」を作成し、マイナンバーカードの管理について取扱いの留意点等を示した。(R5.8.7事務連絡)
- ③ 暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの交付
  - ・ 暗証番号の管理に不安がある方が安心してマイナンバーカードを利用でき、代理交付を受ける方の負担軽減にもつながるよう、令和5年11月頃より、暗証番号の設定が不要なカードの申請受付・交付を予定。
  - ・ マイナポータル等暗証番号が必要なサービスは利用できないが、医療機関・薬局の受診等には利用可能。
  - ・ 患者本人の同意に基づき、過去の受診、薬剤情報を、医療機関・薬局に提供することが可能。

#### (4) 保険証廃止後の資格確認書等の取扱い

##### ①「資格確認書」の交付

○交付対象：マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方に交付する。

- ・マイナンバーカードを紛失した方や更新中の方
- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録（マイナ保険証）を行っていない方
- ・ベビーシッターや介助者等の第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合や、家族や介助者等が本人の代理として薬局に薬剤を受け取りに行く必要がある場合

○交付方法

- ・原則、申請により交付
- ・ただし、当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず交付
- ・マイナ保険証を保有していても申請により資格確認書が交付された要配慮者（介護高齢者、障害者等）で、継続的に必要と見込まれる場合は、更新時に申請によらず交付

○有効期間等

- ・5年以内で保険者が設定
- ・様式はカード型（はがき型を含む）、材質は紙又はプラスチック

##### ②「資格情報のお知らせ」の交付

- ・新規資格取得時や負担割合の変更時等に交付。
- ・単体での受診不可。マイナ保険証と合わせて携帯する。
- ・交付対象者など運用の詳細は今後調整する方針。

##### ③ 改正法の施行前に最後に発行する保険証の有効期限

- ・改正法の施行日から起算して1年間は使用可能となる有効期限を設定するよう、国民健康保険保険者に対し配慮を依頼。（R5. 8. 22Q & A）

## 令和５年度 議会ふれあいミーティング出席議員

| 委員会名           | 町畑地区    | 小中野地区   |
|----------------|---------|---------|
| 総務会<br>常任委員会   | 立 花 敬 之 | 森 園 秀 一 |
|                | 寺 地 則 行 | 岡 田 英   |
|                | 上 条 幸 哉 | 石 橋 充 志 |
|                | 土 嶺 直 樹 |         |
| 経済会<br>常任委員会   | 吉 田 淳 一 | 五 戸 定 博 |
|                | 小屋敷 孝   | 豊 田 美 好 |
|                | 田名部 裕 美 | 壬 生 八十博 |
|                |         | 久 保 百 恵 |
| 民生環境会<br>常任委員会 | 山 名 文 世 | 坂 本 美 洋 |
|                | 間 盛 仁   | 伊 藤 圓 子 |
|                | 吉 田 洸 龍 | 中 村 益 則 |
|                |         | 長谷川ひろゆき |
| 建設企業会<br>常任委員会 | 藤 川 優 里 | 日 當 正 男 |
|                | 高 橋 正 人 | 三 浦 博 司 |
|                | 前 田 由 美 | 苫米地 あつ子 |
|                | 山之内 悠   |         |
| 合計             | 14      | 14      |

※網掛けした議員は広報広聴委員会委員。



## 介護保険料の遡及賦課誤りについて

### 1 概要

平成27年4月の介護保険法の改正（第200条の2（賦課決定の期間制限））により、介護保険料は各年度の最初の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後は、賦課の決定を行うことができないと規定された。

この最初の納期について、特別徴収による賦課分を5月10日とすべきところを、普通徴収による賦課分と同様の第1期の納期である7月31日と設定していたため、所得の修正等により、年度を遡る賦課更正の一部の処理が間違いだったことが判明したものの。

### 2 対象保険料

平成29年度から令和4年度に遡及賦課した平成27年度分から令和2年度分までの保険料

### 3 対象件数および金額

- ・ 過大賦課分            25 件   671,730 円   （返還額   24 件   652,830 円）

### 4 今後の対応

- ・ 保険料の過大賦課対象者には、還付手続きの文書を送付し、随時、返還する。
- ・ 過大還付対象者は、還付した保険料は時効により徴収できる期間を過ぎていることから、保険料の返還は求めない。（件数：113件、金額：3,366,632円）
- ・ 法改正の際は、複数の職員でシステム設定の必要の有無などの対応を検討し、その対応を確実に実施できるよう、システムメンテナンス業者との連携体制を整え、再発防止に努める。

### 5 その他

国は、令和5年9月8日付けで「介護保険の保険料における賦課権の期間制限の起算日について」を、事務連絡文書として都道府県を通じて各市町村に対し発出済。

### 6 参考（保険料の徴収方法）

#### (1) 普通徴収

- ・ 年金額が年間18万円未満の方
  - ・ 65歳になった方、八戸市に転入した方
  - ・ 受給年金の種類が変わった方、年金を担保に借入をしている方 等々
- （令和4年度調定 件数：8,630人、金額：407,398,867円）

#### (2) 特別徴収

対象となる年金支給額が年間18万円を超えている方。66歳以上は原則として当該方法により徴収。

（令和4年度調定 件数：66,621人、金額：4,161,541,000円）

## 証明書等交付窓口における キャッシュレス決済の導入について

### 1 概要

決済手段の多様化による利用者の利便性を向上させるとともに、行政サービスのデジタル化を進め、窓口における待ち時間の短縮及び公金収納業務の効率化を図るため、特に取扱件数の多い市民課及び資産税課の窓口における各種手数料の支払いにキャッシュレス決済を導入する。

### 2 利用開始日

令和5年10月2日（月）

### 3 キャッシュレス決済を導入する窓口

市民課（市庁本館1階）及び資産税課（市庁別館3階）

### 4 対象となる手数料

市民課

住民票の写し等交付手数料、戸籍証明書等交付手数料、印鑑登録証明書交付手数料など  
資産税課

所得・課税証明書交付手数料、固定資産証明書交付手数料、納税証明書交付手数料など

### 5 利用可能なキャッシュレス決済の種類

| 種類         | ブランド名                                    |
|------------|------------------------------------------|
| クレジットカード決済 | Visa、Mastercard、JCB、AMEX、Diners、Discover |
| 電子マネー決済    | 交通系IC※1、WAON、nanaco、iD、楽天Edy、QUICPay     |
| コード決済※2    | PayPay、楽天Pay、d払い、メルペイ、auPAY、ゆうちょPay      |

※1 Suica、PASMO、Kitaca、TOICA、manaca、ICOCA、SUGOCA、nimoca、はやかけん  
（「ハチカ」は、「Suica」として利用できます。）

※2 順次利用開始予定